

ネットワークにおける現行著作権制度 の問題と検討

—ファイル交換ソフト(Winny事件)を中心として—

近藤佐保子 南雲浩二

はじめに

- なぜインターネットをめぐって著作権問題が顕在化してきたのか？
- インターネットユーザの激増



- 最新のゲームや音楽を簡単にホームページ上にアップロードや、ダウンロードできるようになった



- 万人が著作権者であり著作権侵害者になり得る
- 従来の著作権法が想定していなかった事態が発生
 - 社会的に不適切な状況に著作権法が対処できない
 - ネットワークへの著作権制度への適用に不都合が生じる

Winny事件が顕著に示した

Winny事件の概要

- Winnyを作成したのは、47氏といわれている。
- 2002年5月に最初のバージョンが公開
- 2003年5月からは全面的に刷新された「Winny2」が公開
- 2003年11月、Winnyを使ってゲームソフトと映画を共有した容疑で2人が逮捕された。
- 2004年5月、この2人の著作権侵害行為を幫助した疑いで、Winnyの作者(「47氏」)が逮捕された。

Winny事件の争点

不特定多数にP2Pソフトを配布した開発者を、直接面識のない正犯を幫助した従犯として処罰できるか

•検察

- 開発者の電子掲示板での発言や検察の取り調べに対する挑戦的な態度は幫助の故意の認定・立証に十分



•被告人：無罪を主張

- Winny開発は技術的な見地からで著作権侵害の意図はない
- 正犯者との面識がなく正犯者が何をやったのかも知らない
- Winny開発は社会に迷惑をかけるためではない
- ソフト開発が著作権違反の幫助となるとソフト開発者を萎縮

•弁護人：公訴棄却を求める

- どの点が幫助にあたるのか検察側が明らかにすべき
- 公訴事実に罪となるべき事実はない
 - 公訴事実からは、Winnyの開発・改良を違法とるように読み取れるが、罪刑法定主義を逸脱

Winny事件判決要旨(1)

被告人の行為と認識

平成18年12月13日京都地裁判決
被告人である開発者を有罪(罰金刑)

- (ア) ①有形的に実行行為の手段を提供
- ②匿名性があることで精神的にも実行行為を容易ならしめた
- (イ) Winny自体は有意義なもの、技術自体は価値中立的
無限定な幫助犯の成立範囲の拡大も妥当でない
- (ウ) 幫助行為として違法性を有するかは、その技術の社会における**利用状況**、利用者の**認識**、提供する際の**主観的態様**による
- (エ) Winnyが著作権を侵害する態様で広く利用されている現状を十分**認識**しながら**認容**した
既存とは異なるビジネスモデルが生まれることも期待
ただし**蔓延させる意図**まではなかった

Winny事件判決要旨(2)



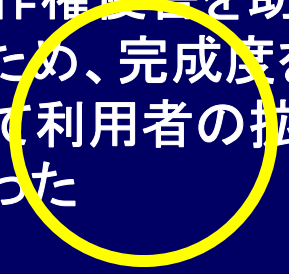

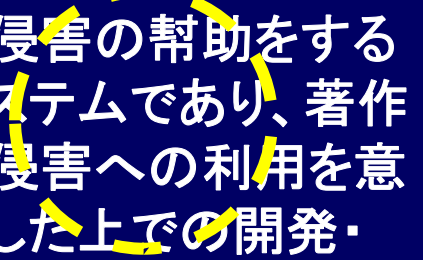

幫助の成否

- 被告人はWinnyが著作権を侵害する態様で利用されることを認容しながらWinnyの最新版をホームページに公開して不特定多数の者が入手可能にした
- これらを利用して正犯者が匿名性に優れたファイル共有ソフトであると認識したことを一つの契機とし公衆送信権侵害の各実行行為に及んだ



被告人がソフトを公開して不特定多数の者が入手できるよう提供した行為は従犯を構成すると評価できる

判例の分析と評価(1)

	検察	被告人・弁護人	判決
ウィニーの開発意図	利用者による著作権侵害を蔓延させる目的 	効率性の高いファイル交換ソフトを作るため 	違法性を認識していたが、著作権侵害の蔓延を積極的に企図したとまでは認められない
バージョンアップを重ねた理由	著作権侵害を助長するため、完成度を高めて利用者の拡大を図った 	利用者の意見を反映させ、より便利性の高い情報伝達ツールを作るため 	著作権侵害に使われていることを認容しながら、Winnyの利用者が一般人に広がることを重視
幫助の意思	ウィニー自体が著作権侵害の幫助をするシステムであり、著作権侵害への利用を意図した上での開発・公開だった 	違法ファイルのやり取りをしないように注意喚起をしている点、著作権侵害の行為者の面識、意思の連絡がない 	著作権侵害者に行為の手段を提供し、有形的にも精神的にも犯行を容易にしたと認められ、幫助に当たる

判例の分析と評価(2)

中立的な道具に関して

- Winnyが中立的な道具か？
- 中立的な道具の提供が幫助にあたるか？

中立的な道具:

犯罪にも使えるがそれ以外の用途にも使える

中立的な道具

- 殺人に**ダイナマイト**や**包丁**が使われるとノーベルや包丁職人は殺人の幫助か？
- **コピー機**を使って著作権侵害にあたる複製をするとコピー機のメーカーは著作権侵害の幫助か？
 - コピー機を使って著作権侵害にあたるコピーも行われる可能性があることは十分に**認識可能**
- **行為者の故意**を基準(ex.ドイツ判例)
 - 少なくとも未必の故意を有する場合には可罰的
 - 実行行為者の行為が**専ら**可罰的の行為を行うことを目指しており、そのことを幫助者が**認識**しているとき、幫助行為と評価
 - 犯罪行為のために利用される可能性があるにすぎないとみなしていた場合、可罰的と判断されることは通常はない
- 「中立的な道具」ということが証明されたとしても、**ただちに刑事責任を免責するわけではない**
- 行為者が作成時に、専ら犯罪の道具として使われることを**認識・認容**し、さらにそれを**積極的に推奨**したような場合に幫助が成立

判例の分析と評価(2)

中立的な道具に関して

批判

「Winnyが客観的に見て、料理にも使える包丁なのか、もっぱら違法行為に使われるピストルなのかが問われていたのに、判例は踏み込んでいない」

- 「Winny2それ自体は有意義なものである。技術自体は価値中立的である。」
→ Winnyの中立性を認定したもの
- 「価値中立的な技術を提供することが犯罪行為となりかねないような、無限定な従犯の成立範囲の拡大も妥当でない。」
→ Winnyの客観的な価値中立性を認めただうえで、中立的な道具については、作成者の意図による限定が加えられることを示したもの

判例の分析と評価(3)

技術開発への影響に関して

• 弁護人

- 開発者は、あらかじめ起こりうる影響をすべて予想してから公開しろというのか、理解できない
- 技術の価値は中立だと言いながら有罪というのはおかしい
- どうすれば罪にならないのかまったく触れられていない
今後の技術開発に悪影響を与える

• ソフトウェア技術者連盟

- 日本のIT技術の発展を終わらせる判決
誰も怖くてプログラムを開発できなくなる

判決は...

- Winnyの技術的価値を認め、技術開発に配慮したもの
- 中立的な道具の提供は作成・提供の意図という主観で幫助の責任を問い得る以上、「犯罪に利用されることを完全に除去できない限り道具を提供すべきではない」という結論を導く
- 技術の発展の障害と萎縮をもたらす危険性が皆無ではない

著作権法のもつ問題点(1)

保護期間

- 著作権法は、著作者の死後50年間の保護
 - 開発者の死後50年以上たったプログラムは役に立たない
 - 誰も見向きもしなくなったソフトがまだ著作権で保護されているというのは、逆に長すぎるという違和感

プログラムの法的保護に関する立法経緯

- 著作権法の範疇ではないと考えられた
 - コンピュータに対する処理コマンドの集合体
 - 人間の知的創造物ではない
 - 工業所有権のひとつとしての特許権で保護
 - 中間的な「ソフト権法」の立法
 - 保護期間が特許法でも長すぎる
- Cf. 「半導体の集積回路の回路配置に関する法律」

1980年代：国際的に欧米諸国が著作権でプログラムの保護

1985年：著作権法改正→プログラムを著作権法で保護

- プログラムを一点ものの芸術作品と同質とみなしてよいか？
- 保護期間は他の著作物と同じ長期の保護が適切か？

著作権法のもつ問題点(1)

保護期間

- 著作権法は、著作者の死後50年間の保護
 - 開発者の死後50年以上たったプログラムは役に立たない
 - 誰も見向きもしなくなったソフトがまだ著作権で保護されているというのは、逆に長すぎるという違和感
cf.「ソフト法」立法の主張：特許権の保護期間でも長すぎる
- 「一品もの」の**芸術作品**と電子データは**同一視**できるか？
 - **複製不可能な芸術作品とは異なった性質がある**
 - **プログラムは著作権制度による保護に適するのか？**
 - **特別法の保護が適切か？**
cf.半導体の集積回路

著作権法のもつ問題点(2)

隣接権の範囲

- 隣接権の保護範囲は従来のもままでよいか？

著作隣接権の保護根拠

- 著作隣接権とは：著作権者と特定の関係にある者が持つ権利
 - レコード会社が著作物を複製
 - 歌手や歌舞伎役者などの実演家が実演して公衆に送信
- 根拠
 - 実演家・レコード製作者などは文化的資産の**解釈者・伝達者**
 - 一定の著作物には**解釈者・伝達者が必要**
 - **著作権者と相互に依存**
 - **ともに文化の発展向上に必要不可欠**

しかし

- 既存の著作物の利用者であって著作者ではない
- 著作権制度によって保護を与えることは困難
- 著作権制度とは別に著作権類似の排他的権利を与える

著作権法のもつ問題点(2)

隣接権の範囲

- 隣接権は、劣化しない複製が物理的に不可能な時代に成立
- 電子データの使用により、万人が劣化しない複製を作成することが物理的には可能
- 隣接権の過剰な保護は、自由競争を疎外し、ひいては音楽の発展を妨げることにもつながるという主張が存在
- 著作権と隣接権の相互依存関係の考慮が必要
ex. 楽曲のCMソングやドラマの主題歌への起用
- 著作物には解釈者や伝達者が不可欠



隣接権者の保護と情報の自由の新たなバランスを考える必要

私見(1): 技術開発と犯罪の幫助

1. 幫助の概念の明確化が必要

- 幫助の基準が不明確では何が犯罪の幫助にあたるかどうか分からず新たな技術開発が萎縮
- 幫助では構成要件があいまいになりがち(ex. FLMASK事件)
- 構成要件的な類型化、罪刑法定主義を貫く

2. 技術開発自体は中立的

- 技術開発はいかなるものであっても知的創作物
- 産業財産権ないし著作権の対象
- 技術開発の進捗のため、犯罪の幫助となる危険性はできる限り排除

3. 中立的な道具の場合は作成・配布の意図に判断基準

- 「犯罪行為に利用されることを完全に除去できるまで道具を提供すべきでない」とするならば技術は萎縮

➡ 専ら犯罪を幫助する目的をもって開発された場合にのみ、従犯とされてもやむを得ないと考えるべき

4. 技術開発は憲法で保障された表現の自由のひとつ

表現の自由をめぐる問題

ソフト開発が犯罪になるとしたら

- ソフト開発は人間の表現の一形態とすると
→ソフト開発の規制は憲法に違反し許されないと考えることも可能

「著作権侵害を蔓延させるためにWinnyを開発したという言い方」がよくない

「Winnyは著作権法に対する批判を表現したプログラム著作物であり、著作物であれば言論であるから、言論を抑圧するのは表現の自由に反すると主張すればよかった」という見解

私見(1): 技術開発と犯罪の幫助

1. 幫助の概念の明確化が必要
2. 技術開発自体は中立的
3. 中立的な道具の場合は作成・配布の意図に判断基準
4. 技術開発は憲法で保障された表現の自由のひとつ
 - 公共の福祉の視点からの一定の社会的制約
 - 比較衡量論の観点
 - 公共の福祉を理由として基本的人権を制約し得るのは、その規制によって得られる利益が、規制しないことによって得られる利益より高い場合に限定

私見(2):ファイル共有ソフトのあり方

- サーバを介さないファイル共有ソフトではソフト提供者がファイル交換を**幫助**したという構成には無理がある
 - **概括的で未必の故意**の想定が必要

概括的な未必の故意

- **概括的故意：**
結果の発生を認識・認容しているが、**結果の客体と個数の認識**がかける
ex. 人が大勢集まっている場所に爆弾を投げ込む
- **未必の故意：**
発生が**不確実な結果**を認識・認容
ex. 結果が起こるかもしれないが起こってもよい

確定的故意の例外

- 「**概括的な未必の故意**」は通常は想定されない
- 通常の従犯では、どこの誰を幫助するのかを認識
- ソフト作成・**不特定多数への配布**：
 - 面識のない誰かを**不確定な一定数**、幫助するかもしれない
 - 著作権の侵害結果が**確実かどうか**、どこで何人が著作権侵害をするか**認識不能**

→ **概括的な未必の故意の想定**

私見(2):ファイル共有ソフトのあり方

- サーバを介さないファイル共有ソフトではソフト提供者がファイル交換を幫助したという構成には無理がある
 - 概括的な未必の故意の想定が必要
 - ソフト開発・配布行為は道具の提供といった類型的な行為にそぐわない
- ➡ 故意という主観的側面と、行為の類型性という客観的側面の両面から、幫助犯の成立範囲には明確な限界付けが必要

- 秘匿性が高いことが犯罪の温床になりやすい点が指摘、判決でも精神的幫助の根拠とされた
 - 秘匿性の高いことが、ただちに犯罪性が高いとは言い難い
 - 犯罪以外の目的でも秘匿性の高いファイル共有ソフトを利用する必要性
 - 研究目的／独裁政権下の自由な通信(ex. Freenet)
 - 秘匿性の高さをもって幫助の責任を認定する態度は権威主義的
- Winnyを合法的にするためには秘匿性をなくすより、データを削除するなどのコントロール機能を付加することが有効

私見(3): 著作権法のあり方

- プログラムは著作権に適するか？

- 特許法による保護
- 特別法による保護: ソフト法

cf. 半導体チップ: 半導体集積回路の回路配置に関する法律

- 保護期間は適切か？


- 芸術作品とは別枠の保護 cf. 特許権: 20年

- 隣接権のあり方は？

過度な保護が自由競争を
阻害し音楽業界の発展を
妨げる

VS

著作権者自体の利益が
隣接権者の支持なしには
成立不可



1. 公衆送信権についても営利・非営利を区別
ex. 非営利の送信は一般人に可能

2. 音楽コンテンツに広告情報を抱き合わせて流通 cf. 放送

私見(4): インターネットにおける共有

- インターネットの前身の研究者ネットワークでは「共有」の概念は当たり前
- お互いに自分の著作物を他人に解放し、他人の著作物を利用
- 「著者」と「読者」がイコールで存在



- 適切な管理体制が敷かれないまま現在のインターネットが構築
- 一般利用者の数が激増→「著者＝読者」という構造が崩れる
- 一般人が第三者の著作物を一方的に利用する形態へと変化
- 「著者」不在の「読者」間での共有

しかし、共有はネットワーク資源を利用する際の本質

- 資源の共有と独占的・排他的著作権をどこで調和させるのか
- 共有の領域を最大限生かしたネットワーク上の著作権の在り方

技術・法・倫理(1)

技術による裏づけ

- 法と技術、倫理の協力関係が必要
- 技術による著作権管理システムの構築
 1. 情報へのアクセスをコントロールする技術
ex.スクランブル
 2. コピーをコントロールする技術
ex.SCMS、CGMS、マクロビジョン方式
- 法規範による禁止を技術的にもサポート
→著作権をより確実に保護

技術・法・倫理(2)

技術を支える法制度

- 技術的手段が迂回技術によって破られると、著作権者の権利管理が妨害される
 - 法規制により迂回技術を防止すべき
 - 法制度上の対応
 - 1996年 WIPO新条約／WIPO実演・レコード条約
 - わが国では、1999年著作権法・不正競争防止法の改正
- コピーコントロール回避の規制

技術・法・倫理(3)

開発者とユーザの倫理観

- ACMの倫理綱領
 - 「著作権および特許権を含めて所有権を尊重する」こと(1.5)
 - 「プロフェッショナル業務に関する現行法令の知識を持ち、またそれを尊重する」こと(2.4)
 - 「コンピュータシステムおよびそれが与える衝撃について包括的かつ徹底的な評価を行う」こと(2.5)

- 電子情報通信学会倫理綱領・情報処理学会倫理綱領

→ 技術者は、法制度についての知識を持ち、開発するソフトに関して、著作権違反を助長する危険性がないか、評価すべき

- 電子情報通信学会倫理綱

- ネットワーク内における行動は、共創の精神に基づいて行う (6.(5))

→ 著作権という独占的排他的権利を重んじるばかりではなく、独占の弊害を除去し、共有による利益を享受する精神も重要

多くの制度は、技術、法、そして倫理の3つの柱に支えられる

まとめ(1)

—判例の評価—

- 「著作権侵害を蔓延させる意図」を認定していないのに有罪は問題
 - 技術自体は価値中立的としたことは妥当
 - 漠然とした認識・認容でも幫助の故意が認定されると技術開発は不安
 - 有罪とするなら、積極的な意図を認定した方がこのケースに限定できた
 - 積極的な意図を認定しないのであれば無罪のほうが論理的
 - 「有罪にするが軽い」という価値判断が先にたった苦しい判決に見える
- 技術開発をしていて幫助の故意が絶対認定されないためには
 - 本判決を技術開発一般に拡張するならば、相当程度、確実に、違法行為に使われない確信がもてない限り、技術を公表しないのが無難
 - 技術者には違法行為に使われているかを認識する責任
 - 違法行為への利用を認識したら、配布停止や、違法行為の防止措置
 - その意味で本判決は技術一般に拡大するべきではない
- 幫助の故意が認められるような開発行為は行わない倫理観が必要

まとめ(2)

—今後の課題—

- 幫助の概念の明確化が必要
- 技術開発は表現の自由として最大限保証
- 現行著作権法の問題点→是正の余地？
- ネットワーク上の共有と著作権の調和